

平成30年2月20日（火）

○議長（岡 弘悟君）順番9、10番 森下君。

〔10番（森下伸吾君）登壇〕

○10番（森下伸吾君）ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問、1項目めとしまして、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び危機管理体制の整備についてお聞きいたします。

わが国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されております。しかしながら、いまだなお、毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも、毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しております。

その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命されなかった事例も複数報告されております。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって障害の悪化を防止することができること、また、心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されています。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で、小学校で4.1%、中学校で

28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。

そこで、本市においても、児童生徒、教職員に対する心配蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えます。本市の小・中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また、学校におけるAEDの設置状況、さらには、教職員へのAED講習の実施状況など、具体的な取り組みも含め、当局の見解をお聞きいたします。

次に、2項目めとしまして、LINEを活用した子どもからの相談体制の構築についてお聞きいたします。

橋本市いじめ防止基本方針にあるように、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるという認識のもと、いじめ防止及び早期発見、早期解決に市民総がかりで取り組んでいかなければなりません。

国は、いじめや不登校、学校生活などを幅広く相談できる電話相談事業24時間子供SOSダイヤルを実施しており、平成28年度は年間約4万件を超える相談があり、一定の効果を上げています。しかし、これからは電話相談だけでなく、子どもたちが日常的に親しんでいるツールを活用して、より気軽に相談できるようにすることが必要です。今の子どもたちが日常的に利用するコミュニケーションツールは、圧倒的にLINEなどのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）であります。

総務省の調査によれば、1日当たりの平均利用時間は、10代においては、SNSが58.9

分と最も多く、メールが20.2分、携帯電話はたった2.7分、固定電話に至っては0.3分にしかすぎません。SNSの中でも、家族や友人など身近な人とのコミュニケーションはLINEで行っている人も多いのではないのでしょうか。

長野県は、LINEを運用するLINE株式会社と提携し、アカウント「ひとりで悩まない@長野」を開設。長野県内の中学生や高校生など約12万人にアカウント登録カードを配布した上で、9月10日から23日の2週間、夕方5時から夜9時までの4時間、LINEによる相談を受け付けました。相談開始までの20日間で約3,300人が登録、期間中の時間内の相談アクセス件数は、予想を上回る1,579件、電話による年間相談件数の実に6倍に達したとのことでした。子どもたちにとって、いかに相談しやすい環境だったかがわかります。気軽に相談できる、ここが重要であります。

アクセスのうち実際に相談員につながる事ができたのは、547件、交友関係や性格、学業や進学、いじめ、学校や教員の対応など、さまざまな相談が寄せられております。長野県は実施後、成果や課題を詳細に分析した上で、瞬時の対応が求められるなど課題もありましたが、SNSによる相談を本格導入することは子どもの悩みを初期の段階で聞くことができ、早期の解決が期待できるとしています。

国においても電話のみならず、SNSを活用した相談体制の構築を行うことは有効との観点から、来年度予算案で5地域、最大1,000万円、あわせて、本年度補正予算で20地域、1,000万円を支給するとしています。自殺や不登校など、深刻ないじめが起きてからでは遅過ぎます。子どもたちの命を守り安心して学校に通えるように、いじめの早期発見につな

がるLINEを活用した相談体制を早急に構築すべきであります。

本市として、今後の対応について、当局の見解をお聞きいたします。

次に、3項目めとしまして、外部指導員の取り組みについてお聞きいたします。

学校での働き方改革が叫ばれた中、文部科学省は、来年度予算案で人材投与に新たな予算をまとめています。特に教員の負担が大きいとされていた中学校の部活動に対して、外部指導員の配置促進に係る経費を新たに盛り込んでいます。これは適切な練習時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助することで、公立中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとしています。

来年度予算案は、4,500人分となる5億400万円を計上しています。教員の働き方改革実現に向けたこれらの取り組みに対し、本市として今後どのように対応するのか、当局の見解をお聞きしまして、私の1回目の質問いたします。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君の質問項目1、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び危機管理体制の整備に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）学校での心肺蘇生教育の普及推進及び危機管理体制の整備についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、全国の学校で年間100件以上の児童生徒の心肺停止が発生し、50名以上が突然死しているという現状がありますが、本市におきましても、昨年、中学校の体育祭で生徒が突然倒れ、養護教諭が危険な状態と判断し、AED（自動体外式除細動器）

を準備、救急車を要請するという事案がありました。幸い男子生徒は体調不良からくる脱水症状で、AEDを作動させることなく点滴処置で回復し、大事に至らず、ほっと胸をなでおろすと同時に、学校における心肺蘇生教育の推進及び危機管理体制の整備の重要性を再認識したところです。

そこで、まず学校における心肺蘇生教育についてお答えします。

従前より、市内全ての幼稚園、小学校、中学校において、6月中旬から夏休みを迎えるまでの期間に、教職員及び保護者、地域の方、さらには学童保育指導員や運動部活動指導員を対象に、橋本市消防、伊都消防組合指導によるAEDの使用法や心肺蘇生及び応急手当についての応急手当講習会を実施し、平成29年度は464名が受講しました。

また、中学校学習指導要領保健体育科保健分野に定められている内容に沿って、各中学校2年生を対象に、保健体育の授業でAEDの使い方や心肺蘇生法についての学習を消防署員に講習していただくなど、工夫しながら実施しています。さらに、地区防災訓練や防災キャンプを実施している地区では、地域の方々とともに参加した児童生徒も三角巾を使った止血法や毛布と物干しざおを使った簡易担架のつくり方等を学んでいます。

次に、危機管理体制の整備についてお答えします。

本市小・中学校におけるAEDの設置状況については、小学校に1台、中学校に2台設置しています。設置場所は、保健室、職員室、体育館、玄関等で、特に中学校は体育館に必ず1台設置しています。また、体育館では、雨に濡れる場所や気温変化が大きい場所は避けるべきとの日本循環器学会の提言をもとに、目につきやすい屋内に設置していますが、緊急を要する場合は、窓等を破っての取り出し

も可能としています。

また、学校内での救命体制構築に向け、養護教諭、体育教師を中心に、消防署が開催する応急手当普及員養成講座及び普通救命講習の受講や、赤十字が主催する赤十字救急法救急員資格の取得を推奨していますが、現状は十分とは言えない状況です。

平成30年度以降、消防本部とより連携しながら普及員の養成に取り組み、より良い救命体制構築をめざしていきます。

○議長（岡 弘悟君）森下君、再質問ありますか。

この際、10番 森下君の再質問を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

10番 森下君、再質問願います。

10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）それでは、ご答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、心肺蘇生法のことでございますが、先ほどのご答弁の中で、中学校の体育祭のときに生徒が倒れて、実際にAEDを準備したという事例をご紹介いただきました。本市でも、やはりAEDを使用する可能性があるんだなということを思いながら、前提で質問をさせていただきたいと思います。

生徒のAEDの使用の講習というのは、現在、中学校2年生で行われておるといふ答弁であったと思います。全中学校でそれは実施されておるといふことでよろしいでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）そのように捉えてい

ただいで結構です。

○議長(岡 弘悟君) 10番 森下君。

○10番(森下伸吾君)ありがとうございます。そのような形で中学校で進めていただければよろしいかなと思います。

先ほどのご答弁の中で、日本循環器学会の提言というのを上げられておられました。私もそのホームページが載っておりましたので見ておりましたら、提言の中で、児童生徒への救命法教育という項目がありました。その中で、小学校、中学校、高等学校のそれぞれにおいて、義務教育の一環として救命法の指導と訓練を行うことが望まれると書かれておりました。その対象となるのは、小学校中高学年からというふうに書かれております。ということは、小学校にも、この提言をもとに考えるならば、やはり小学校高学年ぐらいから実施すべきではないかと思いますが、その点はいかがですか。

○議長(岡 弘悟君) 教育長。

○教育長(小林俊治君) 小学校中高学年から子ども自身ができるようにということが一番いいのではないかなと、私自身も思っています。ただ、今、学習指導要領でいいますと、そのところまではまだ進んでおりません。ただ、三石小学校や紀見小学校で行われております防災キャンプであるとか、それから、学文路小学校で行われています防災の活動等での指導というのは行われていますし、また、6月から7月に行われます応急手当の中で、小学生が入る場合もございます。そういう意味でいいますと、今後、教育委員会としては、共育コミュニティを中心にしながら各公民館区、また中学校区で防災キャンプをしっかりとやっていけるような体制をまずつけたいと思っています。

それと同時に、小学生については各学校にタブレットもございますので、情報機器を利

用してAED使用についての学習ができるような時間を確保していきたい。また、教材内容については、DVD等を活用して指導を行っていきたい、そのように考えています。

○議長(岡 弘悟君) 10番 森下君。

○10番(森下伸吾君)ありがとうございます。一環として、例えば、保健体育の授業でできたりということもできないかなとも思いますし、実際にAEDの講習を受けられた方だとおわかりやと思うんですが、人形を使って実際にAEDを使ったりはしますが、その前に、私も受けたことがあります。DVDを見せていただいて、実際にこういうときになったらAEDを使うんだよというようなDVDを見て学ぶこともしました。ですので、ああいいうビデオを見てもらうことだけでも違うのかなと思いますので、実際に来ていただいて大変であれば、そういうふうなDVDを見ながらAEDの使い方といいますか、倒れたときにどう対応するかということ、子どもたちにあらかじめ情報として入れておいていただくのがいいのではないかなというふうに思います。ですので、体育の授業でそういうのを見るとかというのも、一つ手ではないかなと思います。

さらに、その提言の中を読ませていただきますと、どこに、どのようにAEDを設置するかという項目もございました。その中にはこう書かれております。学校によっては、AEDを保健室や教員室、警備室に保管しているところもあるが、AEDの配置にあたっては、使われる可能性の高い場所からのアクセスを意識する必要がある。また、AEDを取りに行くのは教師とは限らず、時に生徒である可能性も想定したい。その中のホームページに、こういうふうな資料もございました。拡大して伸ばしていますので、ちょっと見にくいかわかりませんが、小・中学校の心停

止発生場所というグラフになっていますが、グラウンドが53%、プールで19%、体育館で13%。ですので、グラウンドやプール、体育館、運動している関係のところでは約84%が心停止場所であるというふうに、こういうふうに乗っております。

また、部活動など休日や夜間の活動中の心停止に対応できる配慮も求められるというふうにも提言には書かれておりました。この点を踏まえまして、小学校に関しては職員室に今現在は設置されておりますが、果たして職員室でいいのかどうか。さらに、先ほどありましたように、先生だけじゃなしに生徒がAEDをとりに行くという可能性もある中で、生徒が窓を割って中に入ってAEDをとることができるのか。それに関してどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）お答えします。

確かに、心肺停止状況になるというのは、屋外またはプールが非常に多いというのは、私自身も認識をしております。基本的に屋外に設置ということもかなり考えてきました。11番議員からもこういう形でのご質問をいただいた記憶がございますし、その当時に屋外に設置できるかどうかということでもかなり考えて、実際どうよという話になりました。

当時でいいますと、答弁にもさせていただいたとおり、温度差、気温がかなり高くなって、機械そのものに故障が生じる場合もある、そういうこともありまして、一番使いやすいところということで、各学校で再度検討いただいて、各学校のほうで設置場所も変更していただいたところです。

ただ、議員おただしのとおり、子どもがガラスを割ってまでとりに行けるかどうかという部分もございます。ただ、教室が授業中であれば、ガラスを割らないで、逆にそこから

持って行けるという部分もございますし、養護教員が持って行く場合もあります。ただし、事故発生時に一番近いところというのが、やはり原則であろうかなというふうに考えております。常に、設置場所については検討していきたいと、このように考えています。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）設置場所については考えていただけるということでありまして、まだこれから移動していただける、屋外もあり得るというふうな形で考えさせていただきたいと思っております。

先ほど教育長も言われましたように、答弁にもありましたように、外に設置できない理由の一つとして、雨に濡れる場所や気温の変化が大きい場所は避けるべきという提言がそこに書かれておるということでありましたが、その前の文章には、運動が行われるグラウンド、プール、体育館など心停止が発生しやすい場所へのアクセスを考慮して、ただし、雨に濡れないというふうな形で続いていきますので、本当はアクセスしやすい場所を選ぶのがまず第一だというふうにお考えます。

AEDのメーカーのホームページを見ますと、AEDの管理温度が書かれておまして、AEDの管理温度としては気温として0℃から50℃までというのが一応、AEDメーカーの推奨する管理温度ですが、その温度で一番問題になるのは、いろいろホームページを見ていると、氷点下以下になると動かないということが何例かあるということになりますし、体に張りつけるパッドなんか凍ってしまったり電流が流れないというような事例があるということでありまして、どちらかというと、寒い地域では、やはり温度差があると外に設置しておくと凍ってしまうとか、そういうことがあると思いますが、橋本市ではそこまでの凍るような状態にはならないという

ふうと考えられるのがまず一点。

さらに、AEDを屋外で守るAED収納ボックスというのも開発されております。今、教育長にもちょっとお渡ししましたが、こういうふうなボックスなども今開発をされております。これを見ますと、いろいろ電源ファンがついていたり、あとは、もちろん雨なんかも防げるというようなことも書かれておりますし、気温の管理もそれですることができるということもございます。ですので、こういうボックスもありますし、この収納ボックス、外に設置すると盗難のおそれがあるんじゃないかというようなおそれもあるかもわかりませんが、ただこのボックス、扉を開けると警報ブザーが鳴るようになっております。ですので、そういった面で今の二点目を通して、屋外設置は可能ではないかなというふうに思います。ですので、その点、いま一度考えていただきたいと思いますが、屋外設置はどうでしょう。今のところ考えられるところには、当てはまりますでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）議員からの資料もいただいております。見せていただいて、こういうものもできたんだなということだと思います。金額的にも、1台10万円前後という形です。ただ、確かにブザーは鳴って防犯というところもあるんですが、AEDの部分は施錠はしてはいけないというんか、施錠しないというのが原則でございますので、例えば、いたずらであるとか、いろんなことが生じる場面もございます。

教育委員会としましては、やはり近いところがいいだろうというのは共通に理解しているところだと思います。その他の条件も一度、考えながら、慎重に検討していきたいと思っております。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）慎重に検討していただけるということなので、その点も言葉を信じてまして待ちたいと思いますが、この質問をするにあたりまして、さっきから出てきました日本循環器学会のほうに私も直接電話をしてみまして、どうなんだろうということで、屋外設置もだめなのかということで聞いたんですが、その学会自体は先生方の集まりなので、学会の事務所に電話しても先生方はいないので、日本AED財団のほうに電話してくれというふうに言われましたのでそちらに聞いてみたんですが、財団のほうとしましては、屋内、屋外、どちらがいいということは別ないということでありました。

そういうふうな返答でもありましたし、また、屋外設置をしている行政機関にも聞いてみようと思って、大阪の松原市のほうに聞いてみました。大阪の松原市は、AEDを屋外に設置しています。ホームページに載っておりますが、その担当を見ますと危機管理課だったので、危機管理課のほうへ電話をしてみました。担当の方にお話を聞きますと、本市と同じような議論がやっぱりあったそうです。というのも、やはり職員室にあればとりに行くのに時間がかかる。助かる命も助からない。費用はかかるが命にはかえがたいので、屋外に設置したということでもあります。いたずらとか盗難はないですかというふうな話を私もしましたら、今のところはそういうのはございませんということでありました。

この話を受けまして、本市として先ほども検討していただけたということでもありましたし、また、AEDの管理という意味では、私もこの松原市を見て、今、本市は教育委員会が管理しているということでもよろしいんですかね。松原市みたいに、やはり命にかかわることであれば危機管理課や、AEDの専門である消防のほうに管理をしてい

ただいたほうがいいのではないかというふうなことも思いました。その点、もう考えていたただいたほうがいいのかなと思いますので、教育委員会にお聞きするよりもこの辺はやはり副市長にお聞きしたほうがいいのかなと思うので、その辺はどうでしょうか。やはり、このAEDをどうするかということになったら、例えば、さっきの収納ボックスを購入するとなるとやはり費用がかかってしまいますし、やはり教育委員会ではなしに、そのあたりも考えて危機管理室や消防のほうの管理とすべきではないのかなというふうにも思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）たしかこれ、AEDはリースだったかと思うんですけども、ということで、そのリース期間の点もあるわけですけど、次の選択肢としてリースが切れた段階でこういう形で、費用の面もありますけども、ちょっと検討はできるのではないかなというふうには思います。

担当場所の件なんですけども、実質上、管理がしやすいところがやっぱり担当するのが一番望ましいかなというふうに思いますので、松原市さんの例もあるわけですけども、現時点では、やはり学校に設置の分は学校がというのが望ましいのかなというふうに今の時点では考えます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ありがとうございます。そのあたりも少しまた考えていただければなと思います。

もう一点、AEDの設置を今していただいている場所が、どうしてもわかりづらいというのもございます。看板、ここにAEDがありますよというふうに、例えば、職員室にあったら職員室の前に張っていただいているんですが、外から見えなかったりとか、グラウ

ンドにおればどこにあるかわからないということもございますので、子どもたちだけじゃなしにほかの方も入ってくる可能性もありますので、そういった場合の設置場所をあらわす掲示板をもっと増やしたりとか、わかりやすいところに置いたりとかということは、お考えではないでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）AEDの設置場所については、年々各学校で、本当に外の人からもわかりやすいようなところに設置していただきよということで、場所を移動もしていただいています。でも、議員おっしゃるとおり、まだ見にくい部分もあろうかと思っておりますので、いろんな人にわかりやく掲示できるような案内板等を、一度、工夫してみたいなと思っています。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）そのあたりも考えていただけるということですので、その点もしっかりよろしくお願ひしたいと思います。

今回、この質問をするにあたっては、先ほども一般質問の通告書の中にありましたけども、2011年の9月に、さいたま市の小学校の6年生の桐田明日香さんが、駅伝の課外練習中に倒れて死亡するという事故がありました。検証の結果、明日香さんが倒れた直後に、けいれんや死戦期呼吸と呼ばれるゆっくりとあえぐような呼吸があったために、教師は心臓がとまっているとは思わずに、校内にあったAEDを使わなかったことがわかったということでありました。

やはりAEDの使い方をわかっておっても、心停止をしたときにどういった症状を起こすかというのをわかっていないと、この人が本当に心停止しているかどうかというのわからないと思います。ですので、AEDの使い方方ももちろんそうですが、そういったどうい

った状況になるのか。こういった死戦期呼吸と言われるのは、やはり私たちもDVDを見せていただいて、こうなるんだというのを勉強してあったからわかるというところもあると思いますので、先ほど言いましたように、DVDを見ていただくということも大事だと思います。ですので、そういった明日香さんの事故を二度と起こさないというためにも、これからも多くの命が救われることを願って、一つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、LINEを活用した子どもからの相談体制に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）LINEを活用した子どもからの相談体制の構築についてお答えします。

現在、橋本市における子どもからの相談体制は、教育委員会では、教育相談センター、青少年センターで実施しています。一方、健康福祉部では、本年度から子育て世代包括支援センターとこども課で、子どものための相談を実施しています。

このうち、健康福祉部における相談は保護者からの相談が大部分で、子どものいじめに関する相談は教育相談センター、青少年センターで対応しています。また、和歌山県警察本部では、各中学校1年生にサポートカードを配布し、電話相談「ヤングテレホン・いじめ110番」やメール相談を実施しています。また、和歌山弁護士会からは、子ども電話相談事業に係るカードを、小学校4年生以上の児童生徒に配布し、相談事業を実施しています。

教育相談センターでは、学校訪問、来談相談を基本に対応しています。電話相談につきましては、職員体制の状況を踏まえ、長時間にわたる電話での相談対応は困難であるため、

全てのケースにおいて来談相談につなげるように対応しています。

その結果として、平成30年1月末現在、電話による問い合わせは11件、35回ありますが、これは全て関係機関あるいは学校からの連絡調整です。

平成30年1月末現在、子どもから直接電話が入ったケースはありません。

また、青少年センターへの相談件数は116件あり、学校を通しての相談や直接電話での相談件数が大半を占めており、メールによるものは3件でした。

子どもから直接相談があったのは48件で、メールによるものは1件です。

なお、いじめ防止等の生徒指導にかかわる取り組みは、各学校においてアンケート調査を行い、児童生徒に寄り添った面談等を実施しています。

また、別の対応方法として、議員おただしのように、近年、LINEによる相談を実施している自治体もあり、実施状況や予算等について調査研究を進めていきたいと考えています。

しかしながら、現時点においては、LINEなどSNSを活用した相談に対応する相談員の人員やその諸経費の確保は困難です。そのため、当面は来所相談や電話等での相談を中心に据え、いじめ等の未然防止のため、学校で実施しているアンケート調査による実態把握や学校訪問を中心としたケース会議の充実を図っていきます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君、再質問ありますか。

10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）それでは、再質問をさせていただきますと思います。

先ほどのご答弁の中には、青少年センターでは子どもからの直接相談が48名、メールは

1名あったと。本市でも、やっぱり子どもからの相談はあるということでありました。電話相談もありますし、メールもあるんですが、やはり現在、保護者の連絡にしても、携帯電話でやりとりしていることも多いですし、自宅に固定電話がないという方も多いです。いじめや自殺など悩んでいる子どもたちが、どうやって直接電話をする方法があるかなという、大変難しいのではないかなというふうに思いますが、その点はいかがお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）確かに、自宅に、いわゆる携帯でない電話が設置されていないおうち、かなり増えてきているのではないかなと、そのように把握をしています。ただ、携帯所持率につきましては、小学生からかなり増加してきています。これが本当にいいのかどうか。橋本市としましてはスマホ宣言も行っているところですし、携帯の利用時間を減らしていこうという、そういう取り組みも進めているところではありますけれども、携帯の所持率というのは増えてきているというのが実態です。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）そしたら、その所持率がわかれば、ちょっと詳しい数字がもし今わかるのであれば、教えていただければと思います。特に、スマートフォンをお持ちとかというのあれば。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）橋本市で、親や兄弟と共有を含んで、どれだけの携帯電話を所持していますかという質問でアンケートをとらせていただいています。そのときに機種なんですけれども、スマートフォンをというのは、学年によって違うんですけれども、小学校6年生では、持っている携帯の9割がスマートフォンというふうに捉えていただきたいと思います。

ます。学年別に所持率をお話しさせていただきますと、小学校1年で30.4%、2年生で45.2%、3年生で58.1%、4年生で70.9%、5年生76.0%、6年生76.5%の小学生が携帯を持って、親との共有も含むということなんですけれども、それだけのパーセントの子どもが携帯を使用しているということになります。これは平成29年度の調査です。

中学生になりますと、1年生が83.5%、2年生が85.4%、3年生が87.7%という形で、中学生で全体で85.8%の子どもがもう既に所持をしているという状況です。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ありがとうございます。ですので、ほとんど持っている9割方がスマートフォンであるということであって、中学生であったら、その中の85%がスマートフォンを持っている時代であるということになります。

先ほどの1回目の質問の中でも私、申しましたように、持っているけども、使っている内容というのはSNSがほとんどであって、電話自体は2.7分であるということございまして、ほとんどがSNSを連絡方法として使っているということになります。特に気楽さもあると思うんですが、そういった面で、やはり電話よりも、これからはスマートフォンでのそういった相談体制も考えていかなければいけないのではないかと。先ほどもご答弁いただいたように、その点も踏まえて研究していただけるということでありました。ですから、これはぜひとも進めていかなければいけないことだと思います。

特に、今現在、この段階では、やはりSNSを活用した相談体制というのはまだ構築されていませんので、これから大事になってくるんだなと思いますが、しかし、SNSを悪用した神奈川県座間市で起こった殺人事件

にしましても、9人の被害者のうち4人が10代の若者でありました。やはりあの事件を受けて、文部科学省としても再発防止の観点から、SNSによる相談体制の取り組みを推進するとしています。

今回、この質問をさせていただいたのは、SNSを活用したいじめ、自殺相談に関する勉強会というのが、大阪の我々の公明会館で行われまして、関西の党の地方議員が集まって、私も楠本議員も参加して勉強してきたわけなんです。会場には関西のカウンセリングセンターの理事長とか、LINE株式会社の担当者、あとは文部科学省の初等中等教育局の児童生徒課長も講師として来られておりました。その中でも、課長もおっしゃっていましたが、このあたりしっかりと取り組んでいかないといけないということで、2017年度には補正予算で、20地域に対して各1,000万円を支給してやっていきますということであります。

こういった文部科学省の動きといいますか、お知らせというのが、橋本市のほうに来ておるのかどうか。そういうのがあれば、また橋本市でも一度、挑戦してみようかなというふうにお考えなのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）議員からのご質問もございまして、県のほうに問い合わせしてみました。県のほうでは、文部科学省から文書が来ていると。今、決済中について、今後、市町村のほうに関係機関に配布予定をするというところですよ。

本市としましては、LINEを活用した子どもからの相談体制の構築というのは非常に大事なと今後は思っています。ただ、当面、人の体制、それから、予算面でどれだけ必要か、この辺も不透明なところがございまして。今、長野県、また大津市でも使用していると

聞かせていただいています。先進的な実践事例がどのような状況にあるのかをしっかりと把握しながら、調査研究を行って、実施可能であれば国の予算措置に乗っていきたい、そのように考えています。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ありがとうございます。そのあたり、いろいろとご研究いただいて、乗れるところであれば乗っていただければなというふうに思います。

こういった情報、提案をさせていただきますと、当局のほうからは、そのための費用はどうするのよとか、前例はあるのかというふうにも言われますので、今回、通告外と言われぬように、あえて全ての情報を、私、通告書に載せさせていただいたので、これだけ長い通告書になってしまったわけなんです。文部科学省の課長もこう言っておられました。今回の実証実験を、次の全国展開のステップにしていきたいということでもあります。

今回の通常国会でも、わが党の山口代表がSNSの相談について質問をしておりまして、その際、安倍首相からもSNSの相談の強化を約束しておるということでもあります。ですから、これからどんどん全国展開されるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

これは今、児童に対して私はお話をさせていただいていますが、考えようによっては、児童だけではなくて、やろうと思えば、例えば、子育てで悩んでいるお母さん方のLINEの相談を受けるとか、また、仕事やいろいろな面で悩んでいる自殺願望を持っているような方からの相談を受けるといったような応用が利くようなことでもありますので、一度、教育関係だけじゃなしに、うちもできるんだよというふうなことも、もしかしたら考えていただけるのかなと思います。

今、この瞬間も誰にも相談できずに、いじめや自殺に悩んでいる児童がいるかもしれないということを、常に我々も忘れないでいきたいということを訴えて、二つ目を終わりたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、外部指導員の取り組みに対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）外部指導者の取り組みについてお答えします。

中学校運動部活動外部指導者活用事業については、平成28年度まで、当該顧問が競技の専門的技術を有していない運動部を対象に、専門的な指導ができる人材を配置するという趣旨で、和歌山県の運動部活動指導の工夫・改善支援事業、きのくにジュニアスポーツ推進事業、及び本市の運動部活動外部指導者活用事業を組み合わせる形で、平成26年度5校9名、平成27年度5校11名、平成28年度4校7名を、一人当たり年間10万円程度の謝金で委嘱していました。

平成29年度は、それまでの趣旨に加え、教職員の負担軽減と部活動の適切な指導・運営を目的に文部科学省が導入した部活動指導員制度を利用した、運動部活動推進事業費補助金事業として、1人顧問で指導している運動部及び部活動指導により校務多忙化を招いている運動部を対象に、4校10名の部活動指導員を委嘱しています。この事業は、国9分の2、県9分の4、市9分の3の負担割合で実施しています。平成29年度は、本市の運動部活動外部指導者活用事業の予算額が39万2,000円で、国・県の補助金と合わせ117万6,000円の事業になっています。これにより、わずかですが、一人当たりの謝金も増額できています。

また、この事業により教員の負担軽減だけ

でなく、安全で安心した指導及び専門的な技術と体力の向上等効果的に事業が実施されています。ただ、部活動指導員制度では、部活動指導員は学校職員の位置づけですが、本市は従来どおりの外部指導者としての委嘱をしています。

来年度以降については、県の予算によって平成29年度と同様に、専門性を重視する競技を中心に、各校より希望調査をした上で委嘱していきます。一人当たりの謝金についても、可能な範囲で適正な金額を支給してきます。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君、再質問ありますか。

10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）それでは、外部指導員について再質問をさせていただきます。

本市は先駆けて取り組んでいただいております。先ほどのお話では、4校10名に委嘱されておる、年間だいたい10万円程度の謝金をお渡ししているということでもありますので、ほぼボランティアに近い形でやっていただいているのではないかなと思います。さらには、来年度以降は、各校からの調査をした上に、外部指導員を増員したり、謝金も適正な金額を支給したいということであったと思います。

現場の中学校から外部指導員を増やしてほしいというような声は、現在ありますでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）本年度につきましては、現場からのニーズに全て合った形で外部指導員を配当といいますか、学校へ行っていただいています。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）今年度はなかったということですかね、そうでしたら。そういう調査をしていないということでもあるんですか。その点はいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）調査をさせていただいて、今年度につきましては必要な学校に必要な方を配置していると。今までは謝金の関係がありまして、ある一定のところ、本年度はここでいう時代もございました。ただ、今年度につきましては、先ほどの事業の形がございますので、ある一定の謝金も出せるというところで、学校のニーズに全て適合した形で配当させていただいています。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）ニーズに合っただけで今の増員になったということだと思いますし、また、来年度以降、そうやって国からの補助が出るということであれば、またうちも来てもらいたいという学校もあるかもわからないということであると思いますので、そのあたり調査をしていただければと思います。

教師にとって自分を経験しているスポーツを教えるならまだしも、経験していないスポーツを子どもたちに教えるということは、やはり負担になるのではないかなというふうに思います。逆に、私が教師の立場であれば、やったことがないスポーツを教えろと言われてたらなかなか、今までの先生方も大変だったのではないかなと思います。

外部指導員は教師の負担軽減だけでなく、子どもたちにとってもメリットもあると思います。子どもたちにとっては、多分、中学校でしたら、最初に習う競技もあると思います。その教えてもらう指導者によって上達の仕方というのも違うと思います。私も高校なんですけどバレーボール部に入部したんですが、教えてもらったバレー部の顧問というのは黒潮国体に出た先生でありますので、素人の私でもわかりやすく教えていただきましたし、変な癖がつかなかったというのは今から思うところであります。

学校のクラブ活動というのは勝負に勝つだけじゃなくて、人間教育の一環だとは思っています。ただ、やはりスポーツですから、やるからには勝たなければ楽しくないというのも、私も実感として思っております。そういった面からも外部指導員の取り組みは、教師にとっても生徒にとってもメリットがあるところもあると思います。積極的に外部指導員の取り組みを推進していくべきだと、これからも思いますが、その点、教育委員会としてはいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）確かに議員おっしゃられるとおりであります。ただ、外部指導者によっては、場合によってはですが、勝利至上主義に陥った形での指導もございます。教育委員会としましても、勝利も大事です。しかしながら、やはり心、スポーツマンシップ、ここの部分を外すようなことがあってはまずはないと、このようには考えています。

それと、教師の勤務の負担軽減というのがありますが、今、教育委員会、県もそうですが、原則土日は1日休み。そして、平日の練習時間は2時間、休日は4時間、それ以上はしない。それは教師の勤務軽減もそうなんですけど、子どもの、いわゆる燃え尽き症候群、中学校時代からクラブ漬けになって意欲も失っていくという子どもの実態もございます。そういう意味でいいますと、科学的な指導もしていただきたい、そのように考えています。そういう形で指導していただける外部指導員を多く募っていきたいと、そのように考えています。

それと同時に、今、学校運営協議会を設置しています。各学校で部活動で、中学校で不足している場合、学校運営協議会を通じて、また人材を発掘していただいて、教育委員会にお話をいただければ、この事業を活用して、

どんどん指導者を入れていきたいと、そのようにも考えています。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）特に武道とかというのであれば、やはり専門性のところも高いとは思いますが、だからといって、やっぱり、先ほど教育長も言われたように、勝てばいいというような考え方ではなしに、やはり、心も体も鍛えていただけるような外部指導員を募ってってもらいたいなというふうには、私もそれは思います。

ですので、先ほどおっしゃったような、学校運営協議会のほうに投げかけてみるとかという形もありだとは思いますが、埋もれておる人材もおると思っていますので、しっかりそういった方々にアピールしていただきながら、より子どもたちにとっても先生方にとっても良い方向にいけるように、また取り組んでいただきたいというふうなことを思いまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）10番 森下君の一般質問は終わりました。